

職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会報告書

平成25年4月

## ○ 目 次

### はじめに

I	障害者職業能力開発の現状について	P 1
1	障害者職業能力開発校における訓練実施状況	P 2
2	特別支援障害者への訓練実施状況	P 2
II	「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」 の検討状況について	P 4
1	特別支援障害者の範囲の再検討	P 4
(1)	現行の特別支援障害者についての基本的考え方	P 4
(2)	検討会における検討状況	P 6
(3)	調査の概要	P 8
(4)	特別支援障害者の範囲の見直し	P19
2	職業訓練上の合理的配慮の提供に関する検討	P27
(1)	障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供	P27
(2)	訓練生に対する支援・配慮事項調査	P31
III	特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について	P32

### (添付資料)

資料1	検討会開催要綱
資料2	検討会開催状況
資料3	障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における入校・修了・就職状況調査（平成23年度）集計表
資料4	特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査集計表
資料5	「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査集計表
資料6	訓練生に対する支援・配慮事項調査集計表
資料7	各種調査記載要領

はじめに

ノーマライゼーションの理念の下、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「全員参加型」の共生社会を実現する上で、障害のある方々が「働く」ということを通じ、自らの能力を最大限発揮して、自立と社会参加ができるよう環境の整備を図っていくことは、非常に重要な課題です。

医療や科学技術の進歩、雇用就業形態の多様化などにより、障害のある方々の職業的自立の可能性は広がりつつあり、ハローワークへ新規に求職を申し込む方が、10年前に比べて約1.7倍と大きく増加するなど、就労意欲も高まっています。

こうした中、障害のある方々が、働く上で必要な知識・技能を身につけ、就職の実現を図るためには、職業能力開発施策の果たすべき役割が益々重要になっています。

現在、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）では、一般の職業能力開発校や企業等を活用した委託訓練では受入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受入れ、長期の職業訓練を実施していますが、平成19年に特別支援障害者の範囲が決定されて以降、この間、求職障害者の増加、障害の重度化・多様化、職業訓練の指導技法等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、特別な支援を必要とする障害者の範囲も変化しているものと考えられます。

また、「障害者の権利に関する条約」では、障害者が差別なしに、かつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するための合理的配慮の提供を旨とする内容が定められており、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するためには、「合理的配慮の提供」という概念の下に、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することが必要となっています。

このため、当検討会では、障害者の職業訓練上必要とされる特別な支援に関し、「合理的配慮」に着目しつつ、障害者校における実態を把握・検証した上で、特別支援障害者の範囲の見直し、職業訓練上の特別な支援の内容、及び特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について検討を行いました。

この報告書をもとに、障害のある方々に対する職業能力開発施策がより充実し、就労促進につながることを期待いたします。

平成25年4月

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」

座長 佐藤 宏

## I 障害者職業能力開発の現状について

雇用情勢は依然として厳しさが残る中で、障害者の雇用状況に関して民間企業の障害者の実雇用率（雇用義務のある56人以上規模の企業における6月1日の実雇用率）をみると、平成24年は過去最高の1.69%となっており、法定雇用率1.8%に届いていないものの、長年趨勢的に増加基調で推移している。また、民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数をみると、平成24年は過去最高の38万2,363.5人となっている。

他方、ハローワークにおける障害者の職業紹介状況をみると、ハローワークに新規に求職を申込み障害者が年々増加しており、平成23年度は148,358件となっている。障害種類別には、ここ数年、身体障害者が6万件台と横ばいで推移している中、精神障害者、知的障害者が大幅に増加している。就職件数は平成23年度59,367件と過去最高となっている。就職率は40.0%と2年連続で上昇している。平成23年度解雇者数は1,253人と前年度を下回っている。

こうした中、障害者が働く上で必要な知識・技能を身につけて就職の実現を図るためには、職業能力開発施策の重要性が益々高まっている。

障害者に対する公共職業訓練は、現在、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）及び一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練、並びに企業、社会福祉法人等民間団体を活用した委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を実施している。

平成23年度の職業訓練実施状況をみると、受講者数は全体で8,630人であり、そのうち障害者委託訓練の受講生が5,706人と全体の約3分の2を占め、障害者校は2,205人と全体の約4分の1となっている。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
障害者職業能力開発校における職業訓練	2,442	-	2,262	-	2,311	-	2,305	-	2,205	-
離職者訓練	1,965	65.7%	1,905	59.0%	1,968	55.0%	2,030	60.0%	1,948	65.9%
在職者訓練	477	-	357	-	343	-	275	-	257	-
一般校における障害者職業訓練	759 [366]	76.3%	759 [425]	70.6%	733 [425]	64.9%	732 [378]	72.8%	719 [347]	76.2%
障害者の態様に応じた多様な委託訓練	5,349	41.4%	5,781	38.4%	6,121	-	6,280	-	5,706	-
離職者訓練	5,349	41.4%	5,781	38.4%	6,067	41.6%	6,198	43.8%	5,637	44.4%
在職者訓練	-	-	-	-	54	-	82	-	69	-
合 計	8,550	-	8,802	-	9,165	-	9,317	-	8,630	-

一般校における障害者職業訓練の〔 〕内の数字は、障害者向け専門コースの受講者数を表す。

## 1 障害者職業能力開発校における訓練実施状況

障害者校は、全国に19校設置・運営されており、そのうち、国立校が13校、県立校が6校となっている。国立校のうち、2校は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営し、11校は都道府県に運営を委託している。

国立機構営校は、全国から広範囲に精神障害者、発達障害者等職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）を受入れ、広域障害者職業センターと一体となって、職業評価から、職業訓練、職業指導まで一貫した先導的な職業訓練を実施している。また、特別支援障害者の指導技法等を開発し、その成果を全国の障害者校に普及させている。

国立県営校及び県立県営校は、障害特性に応じた指導技法等職業訓練のノウハウの蓄積を図りつつ、一般校及び障害者委託訓練で受入れが困難な特別支援障害者に重点を置いた職業訓練を実施し、地域における障害者職業能力開発を担う拠点としての役割を担っている。

<p>○国立機構営校（2校）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営</li></ul> <p>■中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター） ■吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）</p>												
<p>○国立県営校（11校）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国が設置し、都道府県に運営を委託</li></ul> <table><tbody><tr><td>■北海道障害者職業能力開発校</td><td>■宮城障害者職業能力開発校</td></tr><tr><td>■東京障害者職業能力開発校</td><td>■神奈川障害者職業能力開発校</td></tr><tr><td>■石川障害者職業能力開発校</td><td>■愛知障害者職業能力開発校</td></tr><tr><td>■大阪障害者職業能力開発校</td><td>■兵庫障害者職業能力開発校</td></tr><tr><td>■広島障害者職業能力開発校</td><td>■福岡障害者職業能力開発校</td></tr><tr><td>■鹿児島障害者職業能力開発校</td><td></td></tr></tbody></table>	■北海道障害者職業能力開発校	■宮城障害者職業能力開発校	■東京障害者職業能力開発校	■神奈川障害者職業能力開発校	■石川障害者職業能力開発校	■愛知障害者職業能力開発校	■大阪障害者職業能力開発校	■兵庫障害者職業能力開発校	■広島障害者職業能力開発校	■福岡障害者職業能力開発校	■鹿児島障害者職業能力開発校	
■北海道障害者職業能力開発校	■宮城障害者職業能力開発校											
■東京障害者職業能力開発校	■神奈川障害者職業能力開発校											
■石川障害者職業能力開発校	■愛知障害者職業能力開発校											
■大阪障害者職業能力開発校	■兵庫障害者職業能力開発校											
■広島障害者職業能力開発校	■福岡障害者職業能力開発校											
■鹿児島障害者職業能力開発校												
<p>○県立県営校（6校）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県が設置・運営</li></ul> <table><tbody><tr><td>■青森県立障害者職業訓練校</td><td>■千葉県立障害者高等技術専門校</td></tr><tr><td>■静岡県立あしたか職業訓練校</td><td>■愛知県立春日台職業訓練校</td></tr><tr><td>■京都府立京都障害者高等技術専門校</td><td>■兵庫県立障害者高等技術専門学院</td></tr></tbody></table>	■青森県立障害者職業訓練校	■千葉県立障害者高等技術専門校	■静岡県立あしたか職業訓練校	■愛知県立春日台職業訓練校	■京都府立京都障害者高等技術専門校	■兵庫県立障害者高等技術専門学院						
■青森県立障害者職業訓練校	■千葉県立障害者高等技術専門校											
■静岡県立あしたか職業訓練校	■愛知県立春日台職業訓練校											
■京都府立京都障害者高等技術専門校	■兵庫県立障害者高等技術専門学院											

## 2 特別支援障害者への訓練実施状況

平成19年以降、特別支援障害者への職業訓練を推進するための取り組みとして、①全国の障害者校において、特別支援障害者の受入れを積極的に促進し、これらの障害者に対する訓練ノウハウを蓄積する、②国立機構営校において、特別支援障害者を重点的に受入れて先導的な職業訓練を実施しつつ、指導技法等の開発、訓練カリキュラムの見直し等に取り組み、そこで得られた訓練技法やノウハウを他の障害者校でも活用できるよう、普及を図る、③特別支援障害者の受入れの促進に伴い、職業訓練指導員の支援・配慮に係る業務が増加するため、受入れ数を踏まえ、運営に係る費用について、予算配分上、一定の配慮を実施する等の対策を実施してきている。

その結果、平成23年度の障害者校の特別支援障害者の入校割合は、19校平

均で30.6%となっている。平成19年度の19.6%から平成22年度の31.2%まで年々上昇傾向にあったが、その後、横ばいで推移している。入校割合を障害者校別にみると、最も高いものは57.5%、最も低いものは7.5%（知的障害者専門の職業訓練を実施している愛知県立県営障害者校は除く。）とばらつきがみられる。設置運営形態別にみると、国立機構営校は52.7%、国立県営校は26.4%、県立県営校は25.9%となっている。障害種別・程度別に受入れ状況をみると、精神障害者が207人、発達障害者が125人、2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者が114人と多くなっている。19年度と比較すると、精神障害者、発達障害者の増加割合が高くなっている。

### 特別支援障害者の入校状況の推移

(単位人)

	障害者校	入校者数	特別支援障害者	特別支援障害者入校割合(%)	視覚障害1級	視覚障害2級	上肢障害1級	2級以上の両上肢・両下肢重複者	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者	体幹障害1級	体幹障害2級	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害
19年度	国立機構営	261	86	33.0	10	6	1	16	6	1	4	10	4	28
	国立県営	1,143	201	17.6	4	7	31	40	21	16	16	36	23	7
	県立県営	288	45	15.6	0	1	0	11	5	7	5	7	7	2
	合計	1,692	332	19.6	14	14	32	67	32	24	25	53	34	37
20年度	国立機構営	259	117	45.2	6	7	3	13	5	1	5	22	25	30
	国立県営	1,125	279	24.8	3	9	18	63	15	19	23	91	24	14
	県立県営	263	55	20.9	0	0	4	10	5	9	2	4	13	8
	合計	1,647	451	27.4	9	16	25	86	25	29	30	117	62	52
21年度	国立機構営	273	135	49.5	5	9	2	14	6	2	1	33	31	32
	国立県営	1,099	275	25.0	7	12	20	21	10	7	30	115	34	19
	県立県営	260	84	32.3	0	1	4	10	7	15	2	18	22	5
	合計	1,632	494	30.3	12	22	26	45	23	24	33	166	87	56
22年度	国立機構営	279	140	50.2	8	4	0	17	5	1	1	37	32	35
	国立県営	1,159	334	28.8	11	8	24	30	11	15	28	148	47	12
	県立県営	294	66	22.4	0	2	2	4	3	9	3	21	22	0
	合計	1,732	540	31.2	19	14	26	51	19	25	32	206	101	47
23年度	国立機構営	273	144	52.7	3	2	4	12	5	0	3	37	50	28
	国立県営	1,033	273	26.4	13	13	14	15	14	10	14	134	39	7
	県立県営	355	92	25.9	0	1	2	3	2	1	8	36	36	3
	合計	1,661	509	30.6	16	16	52	114	21	11	25	207	125	38

## Ⅱ 「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」の検討状況について

特別支援障害者の職業能力開発に関しては、平成19年の検討結果を踏まえて特別支援障害者の範囲が決定されて以降、各障害者校において特別支援障害者を積極的に受入れ、個々の障害特性に配慮したきめ細かな職業訓練を実施してきている。しかしながら、前回の検討から6年を経過し、その間、求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化し、前回の検討内容と職業訓練現場の実態との間に乖離も見受けられる状況にあることから、特別支援障害者の在り方に関して再検討を行うことが必要となっている。

他方、障害者の権利に関する条約が、国連総会で採択され平成20年5月に発効している。我が国も平成19年9月に同条約に署名し、現在、批准に向けて検討が進められている。この条約の中で、障害者が職業訓練を効果的に利用することを可能とすることや、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。これまでも障害者の公共職業訓練において、障害のある訓練生への職業訓練上の配慮は行われてきているが、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するためには、「合理的配慮の提供」という新たな概念の下にその実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することが重要となっている。

このため、厚生労働省職業能力開発局能力開発課では、昨年11月、障害者職業訓練に係る実務を担当する専門家を中心とするメンバーによる「職業訓練上特別な支援を要する障害者の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、特別支援障害者の訓練実態把握のための調査を実施するとともに、課題やその対応策等について議論を重ね、特別支援障害者の範囲の見直し、及び職業訓練上の合理的配慮の提供等特別支援障害者の職業訓練の在り方についての検討を行っている。

### 1 特別支援障害者の範囲の再検討

#### (1) 現行の特別支援障害者についての基本的考え方

平成19年に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討委員会」（以下「平成19年検討会」という。）を設置し、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を検討している。

当時、障害の重度化、多様化に対応したきめ細かい職業訓練の必要性が高まる中で、障害者の職業能力開発を専門的に行う障害者校においては、一般校及び障害者委託訓練での受入れが困難な重度障害者等の受入れを推進しつつ、障害の態様に応じた職業訓練技法等の蓄積を図ることなどにより、地域における職業能力開発の拠点として先導的な役割が求められていた。また、障害者校で職業訓練を実施するに当たっては、同じ重度障害者でも、障害種別により、職業訓練遂行の困難度等に違いがあることや、従来の定義に当てはまりにくい障害で、障害の態様に応じた職業訓練をこれまで以上に必要とする人も多いこと等が指摘されていた。

こうした中で、障害者校の先導的な役割を踏まえ、障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者について、関係者の意識共有を図りつつ、以下の具体的な検討を行っている。

平成19年検討会では、今後障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者を特別支援障害者と位置づけ、次の3要件に該当する者として概念整理を行っている。

「特別支援障害者」の3要件

- i 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別対応を特に要する障害者
- ii 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- iii 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

上述の3要件は、職業訓練指導員がきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援（健康状態、心身機能及び背景因子との関係を考慮した適切な訓練支援）を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約を取り除くことが可能になると考えられる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの視点にたって整理している。

その上で、上述の3要件に該当する障害者の具体的範囲を、①訓練校における訓練生の受入れ状況、②訓練生に対する支援・配慮の内容、③職業訓練上の課題等を総合的に勘案して、以下のとおり決定している。



「特別支援障害者」の範囲

- ・ 視覚障害 1 級・ 2 級の者
- ・ 上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む。） 1 級の者
- ・ 2 級以上の両上肢機能障害及び 2 級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 3 級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び 3 級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害 1 級・ 2 級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

(2) 検討会における検討状況

今回の検討会では、特別支援障害者の範囲等の再検討に関して、特別支援障害者の 3 要件、特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割、特別支援障害者の評価に関する調査、及び重複障害者の支援の在り方などについて議論を重ねている。検討会における主な論点と意見は以下のとおり。

(特別支援障害者の基本的考え方について)

特別支援障害者の基本的考え方について、前述（Ⅱの 1 (1)）のとおり、平成 19 年の検討会において特別支援障害者の 3 要件を整理し、その上で、その範囲を定めている。その後、障害者校において特別支援障害者に対する支援を実施してきているが、これらの考え方について訓練現場の実態を踏まえ見直す必要性はないか。

(検討会における主な意見)

- ・ 現行の特別支援障害者の 3 要件は、これまで職業訓練現場で運用を行ってきたが、適切なものであるとの印象を受ける。  
しかし、具体的に掲げられている特別支援障害者の範囲については、現行の対象者に入らない障害者であっても特別な支援を要する受講生がいる。また、逆に範囲に含まれている障害者であっても、特別な支援の必要度が相対的に低い障害者もいると思われる。見直しが必要であると考える。
- ・ 特別支援障害者の基本的な考え方の中で、3 つの要件と特別支援障害者の具体的範囲との関係がやや不明確である。例えば、精神障害者に関していうと、特別支援障害者に該当するのは、精神障害者全般というより、個別対応が必要な精神障害者、訓練技法が十分蓄積されていない精神障害者、他の機関と連携しないと支援が難しい精神障害者ということになる。3 つの要件とのつながりを整理することが、特別支援障害者の見直しにつながるのではないか。

(特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割について)

障害者への職業訓練は、全国 19 校の障害者校で実施する他、障害者の訓練機会を拡充するために一般校における障害者向け訓練及び障害者委託訓

練を実施し、受講者が年々増加傾向にある。このような実態を踏まえ、特別支援障害者に対する訓練の在り方を考えるに当たって、障害者校の職業訓練と、一般校の障害者向け訓練及び障害者委託訓練との棲み分け、果たすべき役割をどのように考えたらよいか。

(検討会における主な意見)

- ・ 障害者校で積極的に受け入れる特別支援障害者の範囲をどう捉えるのかとの視点から考えると、ひとくちに精神障害者といっても、一般校で十分受け入れることのできる精神障害者もいれば、障害者校で特別な配慮をしながら訓練を行わないと訓練の機会を得るのが難しい精神障害者もいる。そうした点も加味して特別支援障害者の範囲を考える必要がある。
- ・ 訓練上の配慮や支援に関しては、特別な支援を必要とするにもかかわらず障害者校の訓練定員枠の関係で入校できない人もいる。訓練のための基盤整備との関連も考慮に入れる必要がある。
- ・ 一般校における障害者向けの訓練コースは、厚生労働省のモデル事業として、支援体制、研修体制等をしっかり整備した上で実施している。一般校の障害者向けコースは、数に限りのある障害者校では対応しきれないため、一般校の中に障害者校的なコースを設置したという位置づけで整理するという考え方もあるのではないか。

(特別支援障害者の範囲の評価に関する調査について)

調査対象の範囲について、平成19年の調査では、入校している者を対象に調査を行い、入校選考で障害者校に不合格となった者の状況が把握できていない。入校選考で不合格となった者の中には、障害者校で受入れを促進すべき者が含まれていないかについて、その実態を把握するための調査を行う必要性はないか。

(検討会における主な意見)

- ・ 入校選考で不合格となった者も調査対象に含めて、職業訓練の実施に必要と考えられる支援内容を幅広く把握し、その上で、障害者校が受入れを促進すべき特別支援障害者として位置づけるべきかどうか評価するべきではないか。

調査対象者について、平成19年の調査では、特別な支援が必要と考えられる障害種別・程度により訓練生を抽出しているが、調査対象となる障害者の抽出方法について、障害種別・程度による分類方法を見直す必要性はないか。

(検討会における主な意見)

- ・ これから特別支援障害者の具体的な範囲を検討するに当たって、障害の等級で考えるのか、配慮の度合いで考えるのかという問題がある。等級上の障害が軽くても必要な配慮が重なり、高い支援が必要になる場合がある。障害の等級だけでは片付けられない面がある。

しかしながら、個々人の障害の判断については、手帳若しくは医師の診断書

等の書類に拠らずに、障害者校が独自に判断することは困難である。調査に当たっては、手帳若しくは医師の診断書等によって判断せざるを得ないのではないか。

調査項目について、その領域、内容について見直す必要性はないか。

(検討会における主な意見)

- ・ 前回の調査では、①受講のための環境整備・訓練上の配慮等、②生活支援、③就職支援等に分けて、それぞれの領域についての調査項目を定めている。前回調査の結果、調査項目によっては平均点数が極めて低いものが見られるため、調査項目について、その領域、内容について見直す必要があるのではないか。

(多種多様な重複障害者への支援について)

重複障害者の中には、支援・配慮にあたり、関与時間が多く、かつ、支援水準が高い者もいるが、特別支援障害者の範囲に含まれていない者も見受けられる。このような多種多様な重複障害者についても特別支援障害者と位置づけていくべきものと考えているが、具体的にどのように評価したらいいか。

(検討会における主な意見)

- ・ 重複障害については、各々の障害程度がどの程度かによって支援の在り方が異なる。両方とも重い場合、片方の障害が重い場合、あるいは両方軽度だが重複していることによって支援の必要度が高い場合など様々である。実態を調査した上でないと、重複障害をどう捉えるかは難しい。

### (3) 調査の概要

検討会では、障害者校における職業訓練上の特別な支援について、その実態を把握するため、以下の3種類の調査（ア.障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）、イ.特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査、並びにウ.「職業訓練上の特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査）を行っている。

#### ア 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）

当該調査は、障害者校への応募状況、入校状況、入校選考状況、訓練修了状況、就職状況等について、障害種別・程度別に、その実態を把握するために実施したものである。

(調査対象)

平成23年度障害者職業能力開発校（19校）の応募者、入校者

(調査期間)

平成24年12月11日から平成25年1月15日まで

(調査結果概要)

- ・ 調査の集計結果は別添資料3のとおり。
- ・ 応募者数は全体で2,961人、入校者数は1,660人であり、その結果、入校しなかった者の割合は43.9%と、障害者校に応募したが入校しなかった者が約4割いる状況にある。

応募者数と入校者数を障害種別にみると、重複障害が応募者723人、入校者362人、知的障害が応募者672人、入校者354人、精神障害が応募者384人、入校者198人、下肢障害が応募者338人、入校者217人と多くなっている。
- ・ 入校しなかった者の割合を障害種別にみると、重複障害が49.9%、精神障害が48.4%と比較的高くなっている。さらに詳細に障害種別・程度別（応募者10人以上）にみると、知的障害重度が90.9%、精神障害1級が72.7%、聴覚・平衡障害が63.6%と特に高くなっている。
- ・ 入校選考不合格理由は、回答のあったものが全体で953件あり、そのうち応募者理由によるものが782件、訓練校理由によるものが171件であり、応募者理由によるものが全体の8割を超え多く、訓練校理由によるものが少なくなっている。

入校選考不合格理由の内容をみると、応募者理由によるものでは、「入校辞退」が199件、「基礎学力不足」が182件、「職業適性と訓練科目のミスマッチ」が116件、訓練校理由によるものでは、「定員以上の応募者があり選抜」が113件と多くなっており、「入校辞退」と「基礎学力不足」がそれぞれ全体の約2割となっている。
- ・ 訓練の修了状況、就職状況をみると、修了者は全体で951人、そのうち就職者は593人であり、その結果、就職率は64.7%となっている。

就職率を障害種別にみると、知的障害が80.5%、内臓機能障害が71.8%、聴覚・平衡障害が67.2%、下肢障害が65.9%と高くなっている。他方、高次脳機能障害は33.3%、音声・言語障害は33.3%、精神障害は47.3%と低くなっている。さらに詳しく障害種別・程度別（入校者10人以上）に就職率をみると、知的軽度と聴覚・平衡障害6級が83.3%、内部機能障害3級が78.6%、聴覚・平衡障害3級と体幹機能障害3級が76.9%、内部機能障害4級が76.5%、知的中度が74.2%と高くなっている。他方、体幹機能障害1級が40.0%、2級が50.0%、精神障害2級が44.0%と低くなっている。
- ・ 訓練の中退者の状況をみると、中退者数は全体で436人で、中退率は31.4%となっている。また、就職者を除いた中退率は9.4%となっている。

就職者を除いた中退率を障害種別にみると、精神障害が18.7%、高次脳機能障害が16.7%と高くなっている。他方、音声・言語障害は0%、視覚障害は2.9%と低くなっている。さらに詳しく障害種別・程度別（入校者10人以上）に中退率をみると、精神障害2級が17.6%、3級が16.7%、内部機能障害4級が17.6%と高くなっている。

障害種別	応募者数	入校者数	入校しなかった者の割合	中退者数 (うち就職者)	中退率 [除就職者]	修了者数	就職率
視覚	77	48	37.7%	7(6)	2.9%	28	57.1%
聴覚・平衡	262	152	42.0%	44(32)	9.4%	84	67.2%
音声・言語	10	8	20.0%	1(1)	0.0%	5	33.3%
上肢	118	88	25.4%	20(13)	9.7%	52	59.7%
下肢	338	217	35.8%	56(42)	7.6%	129	65.9%
体幹機能	77	45	41.6%	9(6)	6.7%	36	57.8%
内臓機能	152	94	38.2%	23(15)	11.3%	48	71.8%
知的	672	354	47.3%	132(107)	7.1%	222	80.5%
精神	384	198	48.4%	47(19)	18.7%	103	47.3%
発達	112	73	34.8%	14(10)	10.5%	24	63.2%
高次脳機能	27	17	37.0%	3(2)	16.7%	3	33.3%
その他	9	4	55.6%	0(0)	0.0%	4	25.0%
重複	723	362	49.9%	80(52)	27.3%	213	56.3%
合計	2,961	1,660	43.9%	436(305)	9.4%	951	64.7%

- 重複障害の状況について、応募者数と入校者数を重複障害種別にみると、「上肢障害＋下肢障害」が応募者276人、入校者149人と最も多く、「知的障害＋発達障害」が応募者69人、入校者21人、「上肢障害＋下肢障害＋高次脳機能障害」が応募者38人、入校者9人、「上肢障害＋下肢障害＋体幹機能障害」が応募者33人、入校者19人、「下肢障害＋体幹機能障害」が応募者29人、入校者が19人と順に多くなっている。

入校しなかった者の割合を重複障害種別（応募者10人以上）にみると、「上肢障害＋下肢障害＋高次脳機能障害」が76.3%、「精神障害＋発達障害」が70.0%、「知的障害＋発達障害」が69.6%、「音声・言語障害＋上肢障害＋下肢障害」が64.3%と高くなっている。

入校選考不合格理由は、回答のあったものが全体で323件あり、そのうち応募者理由によるものが259件、訓練校理由によるものが6

4件であり、応募者理由によるものが全体の8割を超え多く、訓練校理由によるものが少なくなっている。入校選考不合格理由の内容をみると、応募者理由によるものでは、「基礎学力不足」が72件、「入校辞退」が45件、「職業適性と訓練科目のミスマッチ」が40件、訓練校理由によるものでは、「定員以上の応募者があり選抜」が34件と多くなっている。

重複障害種別	応募者数	入校者数	入校しなかった者の割合	中退者数 (うち就職者)	中退率 [除就職者]	修了者数	就職率
上肢+下肢	276	149	46.0%	28(18)	7.7%	102	55.4%
知的+発達	69	21	69.6%	5(5)	0.0%	15	85.0%
上肢+下肢+ 高次脳機能	38	9	76.3%	2(2)	0.0%	3	60.0%
上肢+下肢+ 体幹機能	33	19	42.4%	1(1)	0.0%	11	41.7%
下肢+体幹機能	29	19	34.5%	5(2)	23.1%	8	53.8%
聴覚・平衡+ 音声・言語	25	12	52.0%	3(3)	0.0%	5	87.5%
知的+精神	22	11	50.0%	4(2)	18.2%	7	72.7%
下肢+内部機能	22	13	40.9%	3(1)	20.0%	7	40.0%
下肢+精神	18	9	50.0%	5(3)	25.0%	3	62.5%
音声・言語+ 上肢+下肢	14	5	64.3%	0(0)	0.0%	5	0.0%
上肢+下肢+知的	10	7	30.0%	0(0)	0.0%	7	28.6%
精神+発達	10	3	70.0%	1(1)	0.0%	0	100.0%

#### イ 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査

当該調査は、特別支援障害者の3つの要件と特別支援障害者の具体的な支援・配慮内容との関係について、障害種別に、その実態を把握するために実施したものである。

(調査対象)

平成23年度障害者職業能力開発校(19校)の訓練生

(調査期間)

平成24年12月11日から平成25年1月15日まで

(調査結果概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料4のとおり。
- ・ 特別支援障害者の3要件に該当すると回答のあった個別の支援内容は291件となっている。その内訳をみると、以下の表のとおり。

特別支援障害者の3要件	件数
①「一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者」	159件
②「障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者」	41件
③「特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者」	91件

- ・ 特別支援の内容を前回調査（平成19年）の状況調査区分により分類し、その項目を回答の多い順にみると、①「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携している」が59件、②「マンツーマンまたはこれに準じる訓練上の支援を行っている」が38件、③「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」が35件、④「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」が28件、⑤「通常の指示が理解され難しい場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している」が25件となっている。

障害種別に主なものをみると以下の特徴がみられる。

【精神障害】

「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」の項目が多くなっている。

【発達障害】

「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」、「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、「障害に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている」の項目が多くなっている。

【視覚障害】

「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示をおこなっている」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や

家族と連携・調整している」、「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」の項目が多くなっている。

【高次脳機能障害】

「マンツーマンやこれに準じる支援を実施している」、「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」の項目が多くなっている。

【聴覚障害】

「通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している」、「障害に配慮した特別なカリキュラムを設定している」、「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている」の項目が多くなっている。

【知的障害】

「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している」、「障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している」、「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、「体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している」の項目が多くなっている。

ウ 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

当該調査は、特別支援障害者の範囲の選定に当たって、障害者校の訓練生に対する職業訓練支援のうち、主として職業訓練指導員による対応が求められる支援・配慮事項について項目化し、項目毎に「関与時間」と「支援水準」の程度を数値化して評価することにより、特別支援障害者の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施したものである。

(調査方法)

障害者職業能力開発校で職業訓練を実施している職業訓練指導員が、障害種別・等級別に、偏りが生じないように複数の訓練生を抽出し、当該訓練生1人毎に予め設定した職業訓練支援に係る各調査項目について、関与時間、支援水準の点数を以下の表に基づき記載し、その合計を各項目の点数とした。

各障害種別・等級では、複数の訓練生が調査対象となるが、調査項目毎に、これら複数の訓練生の点数を平均したものを、当該障害種別・等級の点数とした。

[関与時間・支援水準の点数表]



関与時間	ときどき、または一時的に必要	1点
	一定程度の頻度で必要	2点
	常時支援が必要	3点
支援水準	高い技術・経験は要しない	1点
	一定程度の技術・経験を要する	2点
	かなり高度の技術・経験を要する	3点

また、当該「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査（以下「特別支援状況把握調査」という。）は、中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門校において実施し、調査を実施する施設においては、各調査項目の判断基準が異なるように原則として一人の記入者を定めて実施することとした。

（調査対象）

中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門校において、原則、現在訓練を受講している下記の者

- 視覚障害1・2級
- 聴覚障害1・2級
- 上肢障害1・2級
- 下肢障害1・2級
- 体幹障害1・2級
- 脳性まひによる上肢機能障害1・2級
- 脳性まひによる移動機能障害1・2級
- 内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害）1・2級
- 知的障害重度・中度・軽度
- 精神障害1・2・3級
- 発達障害
- 高次脳機能障害
- 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者、3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- 知的障害及び身体障害を重複する者

（調査期間）

平成25年2月8日から平成25年2月20日まで

（調査結果概要）

- ・ 調査の集計結果は、別添資料5のとおり。

- ・ 特別支援状況把握調査の集計結果について、障害種別・程度別（表1）をみると、全体の障害種別・程度数は27障害種別・程度、サンプル数は153人となっている。
- ・ 全体平均点は44.6点となっており、27障害種別・程度のなかで、全体平均点を上回っているのは、13障害種別・程度となっている。  
 点数の高いところをみると、視覚障害（1級）が79.0点、知的障害（重度）が77.0点、精神障害（1級）が74.0点と、70点以上で特に高くなっている。60点以上では、高次脳機能障害が69.2点、精神障害2級が63.7点、3級が60.2点と高くなっている。他方、点数の低いところをみると、内部障害1級・2級、下肢障害1級・2級、脳性まひによる移動機能障害1級・2級、聴覚障害2級が30点以下となっている。
- ・ 障害種別・程度別の最高点・最低点を見ると、点数の開きが大きいもの（体幹機能障害2級、脳性まひによる上肢機能障害1級、下肢障害1級・2級、内部障害1級など）、小さいものが見られ、障害者校別の平均点を見てもばらつきが見られる。これは、同じ障害種別・程度であっても支援・配慮の度合いに個人差があることに加え、調査実施施設が障害者校4校となり調査員が異なることにより各調査項目の判断基準が完全に調整できない面があるためと考えられる。  
 現行の特別支援障害者の範囲となっている障害種別・程度（13種別・程度）の状況をみると、その平均点は54.1点と、全体平均（44.6点）に比べて9.5点上回っている。特別支援障害者の範囲のうち10種別・程度が全体平均点を上回っている。現行の範囲となっている障害種別・程度は、上位に位置しているものが多くなっている。他方、現行の特別支援障害者の範囲となっていない障害種別・程度（14障害種別・程度）をみると、全体平均を上回っているのは、知的障害重度、知的障害及び身体障害（重複）及び脳性まひによる上肢機能障害2級の3障害種別・程度が平均点を上回っているものの、11障害種別・程度において平均点を下回っている。
- ・ サンプル数の状況をみると、全体153人となっているが、障害種別・程度によりばらつきがみられる。特に、知的障害重度、精神障害1級及び脳性まひによる移動機能障害1級が各1人、上肢障害1級、脳性まひによる上肢機能障害2級及び内部障害2級が各2人、脳性まひによる上肢機能障害1級が3人と少なくなっている。これは、今回の調査を行った障害者校4施設において、現在、対象者が訓練を受講していないために調査できなかったことによるものと考えられる。

特別支援状況把握調査の集計結果（障害種別・程度別）（表1）

現行対象	障害種別・程度	点数	サンプル数
○	視覚障害1級	79.0点	5
	知的障害重度	77.0点	1
○	精神障害1級	74.0点	1
○	高次脳機能障害	69.2点	4
○	精神障害2級	63.7点	9
○	精神障害3級	60.2点	9
○	発達障害	55.3点	10
○	視覚障害2級	54.9点	7
	知的及び身体障害（重複）	54.1点	8
	脳性まひによる上肢機能障害2級	45.5点	2
○	2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害（重複）	45.4点	5
○	上肢障害1級	45.0点	2
○	体幹機能障害1級	44.6点	5
	知的障害中度	43.6点	6
	知的障害軽度	43.0点	9
○	体幹機能障害2級	39.4点	5
○	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害（重複）	39.3点	7
○	脳性まひによる上肢機能障害1級	33.4点	3
	聴覚障害1級	33.2点	6
	上肢障害2級	31.0点	7
	脳性まひによる移動機能障害2級	28.9点	4
	聴覚障害2級	28.5点	10
	脳性まひによる移動機能障害1級	27.0点	1
	下肢障害1級	26.9点	7
	下肢障害2級	23.7点	11
	内部障害2級	21.0点	2
	内部障害1級	17.3点	7
	<b>全体（27障害種別・程度）</b>	<b>44.6点</b>	<b>153</b>

※ 今回予め調査対象となっていないその他の重複障害は、全体の集計には含めていない。

- ・ 支援・配慮を内容別（表2）にみると、全体平均点（44.6点）の内訳は、訓練内容の変更・調整が6.2点、訓練方法の配慮が27.0点、支援体制（生活支援・就職定着支援）の整備が10.2点、その他が1.2点となっている。個別の調査項目で点数の高い上位をみると（①から④については支援水準を2倍にして算定）、⑤「訓練に理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している」、⑥「障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している」、⑦「訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している」、⑭「日常生活の不安、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑰「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）」の5項目の点数が高くなっている。

また、関与時間は18.3点、支援水準は26.3点と、訓練内容の変更・調整の調査項目の関与時間に配点がないことの影響もあり、支援水準の得点が大きくなっている。関与時間と支援水準の点数の関係をみると、各調査項目において関与時間の点数が高い場合に支援水準の点数も高い傾向があり、低い場合に低い傾向がある。

- ・ 現行の特別支援障害者の範囲となっている障害種別・程度（13種別・程度）の状況をみると、特別支援障害者の全体平均点（54.1点）の内訳は、訓練内容の変更・調整が7.6点、訓練方法の配慮が32.2点、支援体制（生活支援・就職定着支援）の整備が12.9点、その他が1.4点となっている。個別の調査項目で点数の高い上位をみると、①「入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を行っている」、③「障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している」、④「通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定実施している」、⑤「訓練に理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している」、⑥「障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している」、⑦「訓練生の訓練環境を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している」、⑭「日常生活の不安、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑰「対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している」、⑰「障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）」、⑳「障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている」の10項目の点数が高くなっている。

特別支援状況把握調査の集計結果（支援・配慮の内容別）（表2）

支援・配慮の内容	全体			特支
		時間	水準	
<b>【訓練内容の変更・調整】</b>	6.2	—	6.2	7.6
① 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を実施している	1.8	—	1.8	2.0
② 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している	1.2	—	1.2	1.7
③ 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している	1.5	—	1.5	2.0
④ 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定・実施している	1.7	—	1.7	1.9
<b>【訓練方法の配慮】</b>	27.0	12.9	14.1	32.2
⑤ 訓練の理解度・進捗状況に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している	3.9	1.9	2.0	4.3
⑥ 障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している	3.7	1.8	1.9	4.4
⑦ 訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している	3.6	1.7	1.9	4.0
⑧ 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している	2.3	1.1	1.2	2.8
⑨ 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている	1.0	0.5	0.5	1.8
⑩ 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている	0.8	0.4	0.4	1.2
⑪ 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している	0.8	0.4	0.4	1.2
⑫ 通常の指示が理解されがたい場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している	2.9	1.4	1.5	3.2
⑬ 障害特性に配慮して、個別に情報伝達について通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している	1.5	0.7	0.8	1.4
⑭ 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている	3.5	1.6	1.9	4.1
⑮ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している	3.0	1.4	1.6	3.8
<b>【支援体制（生活支援、就職定着支援）の整備】</b>	10.2	4.8	5.4	12.9
⑯ 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている	0.4	0.2	0.2	0.8
⑰ 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）	0.8	0.4	0.4	1.0
⑱ 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している	2.1	1.0	1.1	2.8
⑲ 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている（他の機関との連携を含む）	3.7	1.7	2.0	4.4
⑳ 障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通して、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている	3.2	1.5	1.7	3.9
<b>【その他】</b>	1.2	0.6	0.6	1.4
㉑ その他の個別の支援事項を行っている	1.2	0.6	0.6	1.4
<b>全 体（平均点）</b>	44.6	18.3	26.3	54.1

#### (4) 特別支援障害者の範囲の見直し

##### ア 範囲の見直しに当たっての考え方

検討会では、特別支援障害者の対象者の範囲の選定に関して、これまでの検討会における議論や調査結果等を踏まえ、以下の①から④の項目の状況を重点的に考慮しつつ、総合的に勘案して障害種別・程度別に具体的な範囲の検討を行っている。

- ① 訓練生に対する支援・配慮の内容  
(※ 特別支援状況把握調査の点数が概ね平均点以上であること、及び平均点を上回る調査項目が多いことを対象の目安とする。)
- ② 障害者校における訓練生の受入状況  
(※ 一般校の障害者向けコースにおける訓練生の受入状況を含む。)
- ③ 職業訓練上の課題  
(※ 訓練技法の開発・普及状況、求職状況等)
- ④ 施策の継続性

なお、特別支援障害者の範囲の選定については、上述の考え方により決定するものであるが、以下についても留意する必要がある。

- ① 特別支援状況把握調査は、訓練受講のための職業訓練指導員等による支援・配慮事項について、「訓練内容の変更・調整」、「訓練方法の配慮」、及び「支援体制（生活支援、就職定着支援）の整備」の観点から、支援・配慮の必要性を、障害種別・程度別に把握し、比較するために実施したものであるが、同じ障害種別・程度であっても支援・配慮の度合いに個人差があること、調査実施施設が障害者校4校となり調査員が異なることにより各調査項目の判断基準が完全に調整できない面があること、障害種別・程度によっては、サンプル数が少ないものがあることなどから、この調査結果の取扱いに当たっては、以上の点に留意することが必要と考えられる。
- ② 重複障害のある者については、同一の重複障害であっても、障害種別・程度が多岐にわたり、障害種別と点数とを厳密に関連づけることが困難な面を含んでいるため、支援・配慮がどの障害に由来して必要なのか判断が難しい面に留意することが必要と考えられる。

## イ 特別支援障害者の範囲の個別検討

特別支援障害者の範囲の個別検討状況は以下のとおり。

### 【視覚障害】

視覚障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、視覚障害1級については全体の平均点を大きく上回り、2級についても平均点を上回っていること
- ・ 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）及び障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査（平成23年度）（以下「入校状況調査」という。）において、入校しなかった者の割合は、1級・2級ともに全体平均（43.9%）を下回っているものの、平成23年度の入校者数は、1級・2級とともに少ない状況にあること
- ・ 訓練生に対する支援・配慮事項調査、特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査をみると、支援機器の活用方法等訓練ノウハウの定着も課題と考えられること
- ・ 障害者校において、重度視覚障害者向け専門コースの設置が徐々に進められているが、設置していない障害者校が多いこと

から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

### 【聴覚障害】

聴覚障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、聴覚障害1級・2級ともに、全体の平均点を大きく下回り、調査項目のうち全体平均点を上回っている項目も少ないこと
- ・ 入校状況調査において、1級については入校者数が少なく、加えて、入校しなかった者の割合が全体平均より高くなっているが、その主な理由をみると、基礎学力不足、入校辞退、定員以上の応募があり選抜となっていること、他方、2級については、一定数の訓練生が障害者校に入校していること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き、障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。また、聴覚障害者への職業訓練指導にあたって、手話通訳者等支援者の配置といった環境整備に配慮することが重要である。

#### （検討会における主な意見）

- ・ 平均点は低いですが、他の障害者と一緒に訓練する場合、聴覚障害者が1人入ることで、指導員にかかる負担が増え、授業もゆっくりしたペースにならざるを得ない。指導員2人体制をとれる場合は1人が聴覚障害者につくが、1人体制だと様々な支援・配慮を行うことになる。手話通訳がつかない状況で対応してい

ることもあり、かなりの支援が必要となる。

- ・ 手話通訳者の配置の有無によって支援の難しさが違ってくる。基盤環境整備に関わってくる問題と言える。
- ・ 聴覚障害の場合、コミュニケーション面でうまく配慮できれば、その他の面で特別な支援を必要とする余地は少ないのではないか。そのため平均点が低くなっていると思われる。その点をどのように解釈するかである。
- ・ 他の障害種別も見た上で相対的に決める必要はあるが、基盤環境整備も視野に入れて考えるならば、特別支援障害者の範囲に入れるのではなく、障害に応じた配慮を行うための基盤環境整備で対応する必要があるのではないか。

#### 【上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む）】

上肢障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級は全体の平均点を上回り、調査項目でも多くの項目の点数が高くなっていること、他方、2級については平均点を下回っていること
- ・ 入校状況調査において、1級・2級ともに入校しなかった者の割合は全体平均を下回っているものの、1級については入校者数が少ないことから、上肢障害1級について、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

また、2級については、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

脳性まひによる上肢機能障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級については全体の平均点を下回っているが、サンプルの個人の状況により特別な支援の度合の個人差が大きくなっているため、全体の平均点のみで評価する際に留意が必要なこと
  - 他方、2級については、全体の平均点を上回り、調査項目では多くの項目の点数が高くなっていること
- から、1級・2級ともに、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

#### （検討会における主な意見）

- ・ 脳性まひによる上肢機能障害では、2級が1級の平均点より高い逆転現象が見られるが、2級を特別支援障害者の範囲に入れて、1級を入れないということとはあり得ない。1級・2級ともに範囲に入れてはどうか。現行では脳性まひによる上肢障害2級は、特別支援障害者の範囲に入っていないので、現行より範囲が広がることになる。
- ・ 脳性まひの障害は、一般的に様々な支援を必要とする場合が多い。脳性まひによる上肢障害2級を範囲に入れるということでよいのではないか。



【下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）】

下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級・2級ともに全体の平均点を大きく下回り、調査項目のうち全体平均点を上回っている項目も少ないこと
- ・ 入校状況調査をみると、下肢障害1級・2級ともに入校しなかった者の割合は全体平均を下回り、加えて一定数の訓練生が障害者校に入校していること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

【体幹機能障害】

体幹機能障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級は全体の平均点を上回り、調査項目でも多くの項目の点数が高くなっていること、他方、2級については全体の平均点を下回っているが、調査項目では9項目の点数が高く、概ね平均的な数が平均点を上回っていること

他方、1級・2級のサンプルの個人についてみると、同じ障害種別・程度でも個人の状況により特別な支援の度合いの個人差が大きくなっていることから、全体の平均点のみで評価する際に留意が必要なこと（体幹機能障害1級・2級については、体幹障害のみならず、上肢障害、下肢障害など合併した症状をもつ人も多く、個々の態様により特別な支援の度合いについても個人差が大きくなること）

- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は1級は全体平均を上回っているものの、2級は下回っていること、また、1級・2級ともに入校者数が少ないこと

から、引き続き、「体幹機能障害1級・2級であって特に配慮を必要とする者」について、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

【内部障害】

内部障害1級・2級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、1級・2級ともに、全体の平均点を大きく下回り、調査項目で点数が高い項目がほとんどないこと
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は内部障害1級については全体平均をやや上回っているものの2級は下回り、また、1級では一定数の訓練生が障害者校に入校していること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き、障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

## 【知的障害】

知的障害重度については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項目では多くの項目の点数が高くなっていること
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は大きく全体平均を上回り、入校者数は極めて少ないこと

から、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

知的障害中度・軽度については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、中度・軽度ともに全体の平均点を下回っていること
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は、知的中度は全体平均を上回っているが、その主な理由をみると、入校辞退、定員以上の応募があり選抜となっていること、他方、軽度は下回っていること  
加えて、入校者数は、中度・軽度ともに、一定数の訓練生が障害者校に入校していること
- ・ 知的障害者を対象とした職業訓練コースが、既に障害者校に設定されていること、加えて、一般校にも知的障害者向けの職業訓練コースが設置され、他の障害者に比べ訓練コースの設置が進んでいること

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 知的障害は、現行ではその障害程度にかかわらず特別支援障害者の範囲に入っていない。今回、改めて調査した結果、重度知的障害は、障害者校での受入れが進んでおらず、中度・軽度に比べて特別な支援を必要とする実態が窺える。調査対象者数は少ないが範囲に入れるべきではないか。

## 【精神障害】

精神障害者1級・2級・3級については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項目のうち全体平均点を上回っている項目も多いこと
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は1級は大きく平均を上回り、3級も上回っていること、また、入校者数は、1級は極めて少ないこと

また、就職者を除いた中退率が1級・2級・3級について高くなっていること

から、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。なお、2級・3級については一定数の訓練生が障害者校に入校しているものの、障害者校に精神障害者向けの訓練コースの設置

数が十分でないこと、ハローワークへの求職申込み件数が多く、その増加割合も高い状況にあることから、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

#### 【発達障害】

発達障害者については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目では、平均点を上回る項目が多くなっていること

から、一定数の訓練生が入校しているものの、障害者校に発達障害者向けの訓練コースの設置が十分でないこと、ハローワークの求職申込み件数の増加割合も高い状況にあることから、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

#### 【高次脳機能障害】

高次脳機能障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を大きく上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること
- ・ 入校状況調査をみると、入校しなかった者の割合は平均を下回っているものの、入校者数が少ないこと、また、就職者を除いた中退率が高くなっていること

から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

#### 【重複障害】

2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること

から、引き続き、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を下回り、調査項目では平均点を上回る項目が多くないこと

から、職業訓練ノウハウも定着していると考えられるため、引き続き障害特性に配慮しつつ、職業訓練を実施する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 現行では、3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害の重複を特別支援障害者の範囲に入れているが、今回の調査では平均点が低い結果となっている。もちろん個人差はあるとしても、1級

- ・ 2級を除いた場合には、もっと点数が低くなる可能性がある。特に問題がなければ、脳性まひによる上肢障害2級以上を対象範囲に含めることを前提に、特別支援障害者の範囲から外してもよいのではないかと。

知的障害及び身体障害については、

- ・ 特別支援状況把握調査において、全体の平均点を上回り、調査項目でも、平均点を上回る項目が多くなっていること
- ・ 入校状況調査において、入校しなかった者の割合は平均を上回っていること

他方、知的障害及び身体障害の重複者のサンプルの個人についてみると、身体障害種別やその程度によってその態様は多岐にわたっており、中には特別な支援が必要でない場合も考えられることなど個々の態様により、支援・配慮を行う必要があること

から、「知的障害及び身体障害を重複する障害であって、特に配慮を必要とする者」について、障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウを蓄積し、積極的な受入れを促進する必要がある。

(検討会における主な意見)

- ・ 知的障害と身体障害の重複があれば、全てを特別支援障害者の範囲に入れるのではなく、例えば校長の判断により、特に支援が必要な人を特別支援障害者と捉える考え方でよいのではないかと。

## エ 特別支援障害者の範囲の見直し提言

検討会では、上述の検討を踏まえ、特別支援障害者の範囲を以下のとおり見直すことを提言する。

### 「特別支援障害者」の範囲

- ・ 視覚障害1級・2級の者
- ・ 上肢障害1級の者
- ・ 脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者
- ・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者
- ・ 体幹障害1級・2級であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 重度知的障害者
- ・ 知的障害及び身体障害の重複障害であって、特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

なお、医療や科学技術の進歩、雇用就業形態の多様化等による職業訓練の指導技法等の変化、職業訓練基盤の整備状況や訓練環境の変化などに伴い、職業訓練上必要な特別な支援内容も変化し、特別支援障害者の範囲についても、その影響を受けるものと考えられることから、今回提言する範囲については、暫定的なものであり、今後についても、状況の変化に応じて、その範囲を見直すことが必要と考えられる。

## 2 職業訓練上の合理的配慮の提供に関する検討

### (1) 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供

検討会では、職業訓練上の合理的配慮の提供に関して、職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理、合理的配慮と環境因子（基盤的環境整備）との関係、合理的配慮と特別な支援の関係、合理的配慮の具体的な内容の把握などについて議論を重ねている。

その上で、障害者権利条約の理念を踏まえて、障害者校における障害のある訓練生の職業訓練上の配慮を、「職業訓練上の合理的配慮」という新たな概念のもと、以下のとおり整理を行っている。

(参考) 障害者の権利に関する条約 仮訳 (抜粋)

#### 第1条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

#### 第2条 定義

(略)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

#### 第24条 教育

(略)

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

#### 第27条 労働及び雇用

締約国は、障害者が他の者と平等に労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を受け入れ、及び障害者にとって利用可能な労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(略)

(d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を効果的に利用することを可能とすること。

(略)

## ア 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理

### (ア) 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の定義

障害者が、他の者と平等に職業訓練を効果的に利用することを可能とする権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

### (イ) 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供

各障害者校における合理的配慮の提供については、各障害者校の設置者及び障害者校が、各障害者校が置かれている基盤的環境整備を基に、障害のある訓練生の個別の状況に応じて対応するもの。その際、均衡を失した又は過度の負担については、体制面、財政面をも勘案して、個別に判断されるもの。

なお、障害者校における職業訓練の実施に当たっては、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、訓練環境の整備を行う必要があり、これらの環境整備は、合理的配慮の提供のために必要となる基礎的環境整備と位置づけられるもの。

(下記概念図参照)

#### (検討会における主な論点と意見)

##### [職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理について]

- これまでも障害者校において訓練生への支援・配慮が行われてきている。障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の理念を踏まえ、障害者校における訓練生への合理的配慮に関する概念をどのように捉えるかについて検討するためには、障害者校の訓練現場の実態を把握することが重要ではないか。
- 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供に関する概念整理に当たっては、学校における合理的配慮の視点（中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ）が参考になるのではないか。

##### [過度の負担について]

- 配慮に過度の負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう考えたらいいか。
- 公共職業訓練は、公的な財政支援に基づいて行われることから、職業訓練上の合理的配慮もその範囲内で行われることとなる。そのことを前提とした上で、

各訓練現場でどのように配慮するかは、財政的、制度的な枠組みの中で、各障害者校の運営者の裁量権の範囲で個別にどこまで可能かということに依存してくるのではないか。

[合理的配慮と環境因子（基盤的環境整備）との関係について]

- ・ 合理的配慮と環境因子との関係については、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援・配慮の方法・内容も違ってくるといえる関係があると考えられる。
- ・ 障害者校における合理的配慮の提供に当たっては、障害者のニーズに障害者校がどこまで対応できるかという調整の問題が課題となる。障害者のニーズに障害者校が対応する場合には、職員配置等の問題を含め、どのように対応できるかを具体的に検討することが重要となる。
- ・ 障害者校でどこまで合理的配慮に対応するかを検討する場合、校長の裁量で行える範囲と、その範囲を超える基盤環境整備の問題の両方に関わってくる課題がある。

[生活支援について]

- ・ 職業訓練を効果的に行うために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における合理的配慮に関して、その辺りをどのように整理したらよいか。
- ・ 疾病と障害ということ考えた場合、疾病からくる生活面の困難さと、その結果としての訓練上の困難さがあるが、疾病については医療にお願いする。疾病と障害をしっかりと切り分けながら、医療との的確な役割分担の下に、訓練現場で支援を行うことが必要である。
- ・ 当検討会では、職業訓練施設で行う職業訓練を対象とするのが妥当である。生活面の支援についても、他の支援機関との役割分担を明確にした上で、訓練校がどこまで支援・配慮を行うかを議論すべきである。

#### (ウ) 障害者校における特別な支援と合理的配慮の提供との関係整理

職業訓練上の特別な支援は、これまで障害者への職業訓練を実施する過程で行われてきた支援・配慮のうち、より支援が困難な対象者への支援・配慮内容として位置づけたものであり、特別な支援の概念は、合理的配慮の提供の概念に包含されるものと解釈できる。その上で、障害者校における特別な支援と合理的配慮の提供との関係について、以下のとおり整理を行っている。

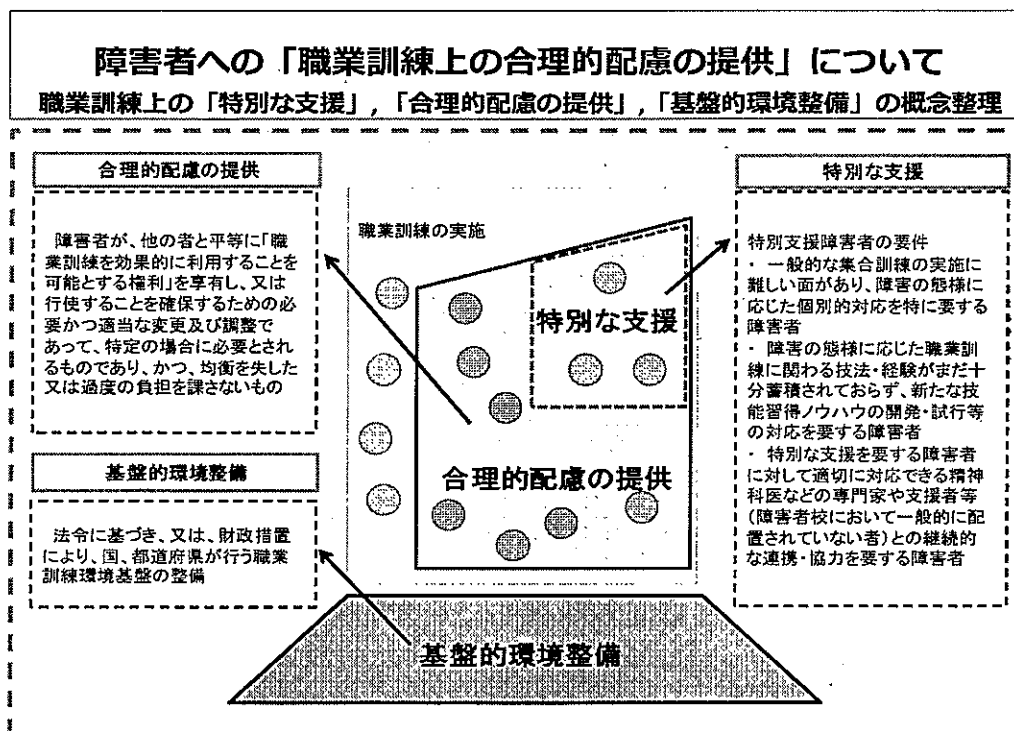
職業訓練上の特別な支援は、概念上、合理的配慮の提供に包含されるものであり、その内容は、障害者校で行われている配慮（支援）の中で、配慮（支援）に係る関与時間がより必要なもの、かつ、支援難度がより高度なものとして位置づけられるもの。（下記概念図参照）



(検討会における主な論点と意見)

[合理的配慮と特別な支援の関係について]

- ・ 特別支援障害者に対する特別な支援が、障害者権利条約の合理的配慮の中に位置づけられることを示す必要がある。同条約ではあらゆる場面で差別を禁じているため、訓練現場においても適切な配慮を行うことが求められている。



## イ 職業訓練上の合理的配慮の提供の類型別整理

- I 支援・配慮をする上で必要となる職業訓練上の基盤環境整備
  - i 障害者訓練の実施(障害者校の設置)
  - ii 一般校における障害者への配慮(校内環境のバリアフリー化等、障害者向け訓練コースの設置)
  - iii 職業訓練手当の支給
- II 個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮
  - i 訓練内容(訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間)の変更・調整
  - ii 訓練方法(情報・コミュニケーション、訓練機器・教材、心理面・健康面)の配慮
  - iii 支援体制(専門性のある指導体制、生活上の困難を改善・克服、家族・関係機関との連携)の整備・構築

(検討会における主な論点と意見)

[合理的配慮の具体的な内容の把握について]

- ・ 様々な合理的配慮の提供について、より具体的にわかやすく把握するためには、個々の支援内容について類型化して整理することがよい方法と思われるが、その場合、どのような類型化が考えられるか検討する必要がある。
- ・ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供に関する類型別整理に当たっては、学校における合理的配慮の視点（中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ）が参考になるのではないか。

(参考)

### 学校における「合理的配慮」の観点

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会  
合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告 -抜粋- (平成24年2月13日)

**学校における「合理的配慮」の定義について**  
障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な返納・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

**「合理的配慮」と「基盤的環境整備」について**  
障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを「基盤的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところであるが、これらに基づき、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。

合理的配慮を提供するに当たっての観点を合理的配慮の観点として、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備について、それぞれを類型化するとともに、観点ごとに各障害種に応じた合理的配慮を列示するという構成で整理した。

#### 合理的配慮の観点

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| I 教育内容・方法 | ・ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮        |
| 教育内容      | ・ 学習内容の変更・調整                      |
| 教育方法      | ・ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮             |
|           | ・ 学習機会や体験の確保                      |
|           | ・ 心理面・健康面の配慮                      |
| II 支援体制   | ・ 専門性のある指導体制の整備                   |
|           | ・ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮  |
|           | ・ 災害時の支援体制の整備                     |
| III 施設・設備 | ・ 校内環境のバリアフリー化                    |
|           | ・ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 |

## (2) 訓練生に対する支援・配慮事項調査

検討会では、障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供について、その実態を把握するために訓練生に対する支援・配慮事項調査を実施し、前述(Ⅱの2(1)イ)の職業訓練上の合理的配慮の提供の類型別整理により整理を行っている。

(調査対象)

平成23年度の障害者職業能力開発校(19校)訓練生

(調査期間)

平成24年12月11日から平成25年1月15日まで

(調査結果概要)

- ・ 調査の集計結果は、別添資料6のとおり。

### Ⅲ 特別支援障害者の職業訓練の今後の在り方について

障害者に対する職業訓練を専門的に行う障害者校においては、地域の障害者職業訓練の中核を担う機関としての役割を踏まえ、特別支援障害者の受入れを積極的に推進することが求められる。特別支援障害者の職業訓練にあたっては、特別支援状況把握調査等において把握されたように、障害特性に配慮したきめ細かな対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、当検討会では、特別支援障害者の受入れの促進のために、今後、取り組むべき課題とその対応策として以下の項目を提言する。

#### 1 障害者校における特別支援障害者の受入れの促進

障害者校においては、地域における障害者の職業能力開発を担う機関として、当検討会で見直しを提言した特別支援障害者の受入れを促進するために、これら障害者の職業訓練ノウハウを蓄積する必要がある。

このため、特別支援障害者向け専門コースの設置、訓練カリキュラムの見直し、職業訓練指導員の指導技法等の向上、外部専門家の活用等により、引き続き障害特性に配慮した職業訓練を実施していくことが重要である。

#### 2 受入れに必要な指導技法等の開発

特別支援障害者の受入れに当たっては、個々の障害者の態様に応じたきめ細かな支援・配慮が求められ、そのための訓練ノウハウの開発が不可欠である。

国立機構営校では、特別支援障害者を重点的に受入れ先導的な訓練を実施し、指導技法等の開発・普及を行っているが、引き続き、特別支援障害者の指導技法やノウハウを開発し、他の障害者校に普及することが必要である。

#### 3 各障害者校における具体的な支援・配慮の推進

障害者校における訓練実施に当たっての訓練生に対する支援・配慮事項について、今回、その実態を把握するための調査を実施したが、このような各障害者校における具体的な支援・配慮事項等について、各障害者校が障害特性に配慮したきめ細かな職業訓練を推進することが重要である。

#### 4 基盤環境整備の推進

特別支援障害者への職業訓練の実施に当たっては、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援・配慮の方法・内容も違ってくるという関係がある。

より一層効果的な職業訓練を実施するためには、施設・設備の整備が必要な場合も多いことから、予算の範囲内で計画的な整備を進めることが必要である。

## 5 障害者校の運営に係る予算配分のインセンティブの付与

特別支援障害者の受入れを奨励するため、平成21年度から国立県営障害者校に対する運営委託費について、予算配分上、インセンティブを付与するため、一定の配慮を実施しているが、特別支援障害者の受入れ拡大に効果的であると考えられることから、引き続き、実施することが必要である。